

平成23年 第5回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成23年第5回南会津町議会臨時会 第1日

議事日程 (第1号)

平成23年11月28日(月曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第8号 専決処分の報告について
専決第24号 損害賠償の額の決定並びに和解について
- 日程第 4 議案第89号 専決処分について
専決第23号 平成23年度南会津町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 5 議案第90号 平成23年度南会津町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 6 議案第91号 平成23年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(17名)

1番	大 桃 英 樹	議員	2番	長谷川 耕 一	議員
4番	室 井 嘉 吉	議員	5番	室 井 実	議員
6番	湯 田 哲	議員	7番	渡 部 優	議員
8番	楠 正 次	議員	9番	高 野 精 一	議員
10番	山 内 政	議員	11番	渡 部 忠 雄	議員
12番	湯 田 秀 春	議員	13番	星 登志一	議員
14番	阿久津 梅 夫	議員	15番	五十嵐 司	議員
16番	大 竹 幸 一	議員	17番	菅 家 幸 弘	議員
18番	芳賀沼 順 一	議員			

欠席議員(1名)

3番 湯 田 良 一 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	杉原一成	会計管理者兼 兼会計室長
長沼芳樹	総合政策課長	室井裕	総務課長
湯田文則	商工観光課長	星光幸	税務課長
宍戸英樹	住民生活課長	渡部仁	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	星惠助	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	齋藤友一	農業委員会 事務局長
原田稔	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
馬場増男	館岩総合支所長	酒井直伸	伊南総合支所長
近藤甚悦	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

渡部俊夫	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
------	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。都合により欠席する旨届けあった議員は3番、湯田良一君であります。

ただいまから平成23年第5回南会津町議会臨時会を開会いたします。

-----◇-----

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 直ちに本日の会議を開きます。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

-----◇-----

◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、室井実君、13番、星登志一君を指名いたします。

-----◇-----

◎会期の決定

○芳賀沼順一議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決しました。



◎報告第 8 号の上程、説明、質疑

○芳賀沼順一議長 ここで議長から申し上げます。

これから議題となります日程第 3、報告第 8 号から日程第 6、議案第 91 号までの議案審議に当たりましては、南会津町議会基本条例第 10 条の規定により質疑の応答は一問一答の方式で行うものとし、会議規則第 55 条のただし書きの規定により質疑の回数が 3 回を超えることを許可し、同規則第 56 条の規定により、その発言時間は答弁を含めおおむね 30 分に制限することいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質疑されるようご協力よろしくお願いいたします。

日程第 3、報告第 8 号 専決処分の報告について、専決第 24 号 損害賠償の額の決定並びに和解についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成 23 年第 5 回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多忙のところをご参集賜り、まことにありがとうございます。

これより今臨時会に提出いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第 8 号 専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

専決第 24 号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は、本年 7 月 6 日に館岩総合支所敷地内において、出口の見通しの悪い車庫から出ようとしたところ、直進してきた相手車両と接触し損傷させたものでありまして、過失割合を町 80%、相手方 20%として、相手方に対して賠償金 7 万 1,794 円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分をしたものであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第 2 項の規定により報告するものでありますので、よろしくお願いいたしま

す。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 専決処分の内容につきましてはわかりましたけれども、過日、議会報告会に行ったときに、私ども、私も含めてですけれども、いつも聞いておったのですけれども、議会報告会に行ったら、専決でこんなにも事故をやっているのかと、やっているとらえたのですが、実は職員が悪いわけではないみたいな話もしっかり説明をしたのですけれども、それにしても余りにも多過ぎるのではないかということが、いわゆる町民から話が出ました。それも、1時間くらいやりとりをして、私どもが一生懸命それに対して答えをしたわけですが、議運では説明もいただきましたが、今後、1件でもこういう報告が上がらないような方策といたしますか、我々を含めてそうなのですから、それについてお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

確かに交通事故と申しますか、そのような専決処分が多いと思っております、感じております。本当に深刻に思っております。そういう中で、前回の議会でもそのようなことのご指摘がありましたし、私どももそれを痛感しているところで、それは確かに職員と申しますか、町側の原因となるものもありますけれども、逆に、もらう事故もあるわけでありまして、車を運転している以上、注意は十分しなければならぬわけでありまして、これは本当にお互いの意識の中で改革していくしかない、そのように思っております。

そういう中で、そういう意識を今後より徹底して、事故ゼロを目指して、なるように頑張りたいと、そのように考えています。そして、職員の中でも庁内の中でも、そのようなことを話したり皆さんに理解を求めて、今、皆さん方とどのようにしたらいいのかということをお話し合ったり努力しているところでございます。ですから、詳しい内容が全部、町の原因で起こっていると、そのようなとられ方も一部あるかと思うので、そこら辺は十分説明する必要があると思っております。ですから、事故を起こさないように、これは絶対的な努力が必要ですから、そのようなことを今後努めてまいりたいと、ご理解願ひたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 前回、9月議会の報告会に参上したときには、正直さらっと報告したのですが、1件1件ちゃんと金額まで教えてくれということで、金額まで含めて事故の内容も、町が悪いところもあったけれども、相手が悪いこともいっぱいありますよと話をきちんと報告したわけです。その中で、今後こういうことがあったら、しっかりと議会の中でお話しをさせていただきますと、議会報告会の中でも私たちC班、町民に約束をいたしましたので、今回こういう質問をしたわけです。私も含めて、十二分にこれから滑りますので、気をつけていきたいと思っています。

以上です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

14番、阿久津梅夫君。

○14番 阿久津梅夫議員 いつも私もそう思っているのですが、事故が多いと。だけれども相手方だけで、職員のだれかやった人の名前でも挙げれば気をつけるのではないかなと思うんですよ。そういうことはできないですか、この議会に対して。質問いたします。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

議案の内容につきましては、その事故の当事者の職員の名前を議案として載せるということは、標準例としてございませんで、相手方と和解をする、相手方をこの方と和解するのだということで議案として提案をして皆さんに議決をいただくと、こういうことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 14番、阿久津梅夫君。

○14番 阿久津梅夫議員 私もそれは、そういうことはしたくないのですが、余りにも事故が多いので、我々こうやっていつもどの職員が事故を起こしたのか、多分事故を起こす人というのは結構事故を起こすんですね。それはそれでいいですが、やはりそういうことを知りたいたいと思って、こうやって載せられないなら載せられないでそれは構わないですが、わかりました。

質問終わります。

○芳賀沼順一議長 館岩総合支所長。

○馬場増男館岩総合支所長 事故でございますが、館岩総合支所の職員であります。それで、7月6日に事故がありまして、7日には現場にきちんと案内看板等設置して、まず現場の事故防止に努めました。その後、職員の意識をきちんと啓蒙するために、夏の交通安全運動あるい

は秋の交通安全運動、そちらの街頭にもきちんと職員全員で立つようにしております。さらに、講習会も行いました。舘岩の駐在さんにお越しいただきまして、夕方2時間程度交通安全の講話をいただきまして、職員の啓蒙に努めております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これをもって、報告第8号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第4、議案第89号 専決処分について、専決第23号 平成23年度南会津町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提出者の町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第89号 専決処分について、ご説明を申し上げます。

本案は、東日本大震災により延期となっていた福島県議会議員一般選挙が、11月20日に執行されることが決定されたことにより、必要となる関係予算について、地方自治法の規定により専決処分しましたので、承認を求めるものであります。

専決第23号 平成23年度南会津町一般会計補正予算（第7号）であります。本補正予算は、歳入歳出それぞれ400万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ121億921万6,000円としたものであります。福島県議会議員一般選挙費は、当初4月10日に執行を想定して、平成22年度と平成23年度に分けて関係予算を計上しておりましたが、選挙期日の延期により、本年度予算に計上されていない平成22年度予算相当額が不足することから、予算補正をしたものであります。

歳出補正予算は、福島県議会議員一般選挙費の関係予算を総務費に計上する一方、財源は県支出金を同額見込んだものでありますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

本案はこれを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案はこれを承認することに決しました。



◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第5、議案第90号 平成23年度南会津町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、説明を申し上げます。

議案第90号 平成23年度南会津町一般会計補正予算（第8号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4億5,108万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ125億6,029万8,000円とするものであります。主な補正の内容は、本年7月に発生しました新潟、福島豪雨災害の本格的な復旧事業費であります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第14款国庫支出金は、公共土木施設災害復旧費負担金と、豪雨災害により一部損壊した住宅修繕事業に係る社会資本整備総合交付金の計上で、2,222万8,000円の追加補正であります。第15款県支出金は、農林関係の災害復旧事業費補助金及び災害関連補助金等の計上で、2億

3,765万4,000円の追加補正となりました。第21款町債は、災害復旧事業債1億9,120万円の計上であります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

第6款農林水産業費は、304万6,000円の追加で、豪雨災害支援事業に対する補助金を新規計上するものであります。第8款土木費は、豪雨災害により一部損壊した住宅修繕事業助成金の計上でありまして、100万円の追加であります。第9款消防費は、同じく豪雨災害対策費521万6,000円の追加補正でありまして、第11款災害復旧費は、農林業施設及び公共土木施設を含めて、合わせて4億4,944万3,000円を補正するものであります。第14款予備費は、歳入との関連で762万3,000円を減額するものであります。

また、既定の町債の追加は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第6、議案第91号 平成23年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、議案第91号 平成23年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,142万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,584万5,000円とするものでありまして、その内容は、豪雨災害により被災した伊南地域の簡易水道施設の復旧事業費の計上でありまして、歳入は、これに関する国庫補助金及び簡易水道事業基金繰入金の計上であります。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉議の宣告

○芳賀沼順一議長 これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

◇

◎閉会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上をもちまして、平成23年第5回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

慎重なご審議、まことにありがとうございました。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員